

# 八王子市子ども・子育て支援審議会

## 第5回 給付部会

### 配付資料

(平成26年3月18日)

## 目 次

### 保育施設・事業の分類及び策定基準

○子ども・子育て支援新制度における施設・事業の 分類及び策定基準 -----	1
---	---

### 保育の必要性・事由

○子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性」の 事由について -----	2
○八王子市保育の実施基準条例（現行） -----	3
○保育所利用調整指数表新旧対照表 -----	4

### 保育施設の設備・運営基準案

○幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する 基準案 -----	8
○家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案 -----	11
○小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する 基準案 -----	12
○小規模保育事業（B型）の設備及び運営に関する 基準案 -----	13
○小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する 基準案 -----	14
○事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案 -----	15
○居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する 基準案 -----	16
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準案 -----	17

## 子ども・子育て支援新制度における施設・事業の分類及び策定基準

施設・事業の種類		認可・認定主体 (指導監督主体)	施設・事業者の 確認主体 (指導監督主体)	施設・事業者への 給付主体 (指導監督主体)	保育の必要性 の認定主体 (入所基準)
教育・保育施設	認定こども園	—	市 【④】条例	市	市 【⑤】条例
	(1) 幼保連携型(※1) 【①】条例	中核市			
	(2) 幼稚園型	都道府県			
	(3) 保育所型				
	(4) 地方裁量型				
	幼稚園(※2)	都特例条例の 規定により市			
保育所(※3) 【②】条例	中核市				
地域型保育事業(※4) (家庭的保育事業等) 【③】条例	(1) 家庭的保育事業 (5人以下/0-2歳児)	市	市	市	市 【⑤】条例
	(2) 小規模保育事業 (6人以上19人以下/0-2歳児)				
	(3) 居宅訪問型保育事業 (0-2歳児)				
	(4) 事業所内保育事業 (従業員の子ども+地域枠)				
放課後児童健全育成事業(学童保育所) 【⑥】条例 (地域子ども・子育て支援事業)		市への届出	—	—	市 【⑦】規則

※1 幼保連携型認定こども園の基準については、新制度において策定が義務付けられるとともに、本市の中核市移行に伴い策定するものである。

※2 新制度に移行しない幼稚園は、私学助成の対象となるため、この表区分の幼稚園には含まれない。

※3 保育所の基準については、現在「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」において定められており、本市の中核市移行に伴い策定するものである。

※4 「地域型保育事業」は、子ども・子育て支援法による(1)から(4)の事業の総称である。児童福祉法では「家庭的保育事業等」とされている。

### 策定する基準(条例等)

#### 【①】幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(条例)

(改正認定こども園法 第13条第1項)

幼保連携型認定こども園の施設を認可する際の基準となるもの。

#### 【②】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(条例)

(児童福祉法 第45条第1項)

児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所)を認可する際の基準となるもの。

#### 【③】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(条例)

(改正児童福祉法 第34条の16第1項)

家庭的保育事業等(家庭的、小規模、居宅訪問型、事業所内)を認可する際の基準となるもの。

#### 【④】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(条例)

(子ども・子育て支援法 第34条第2項、第46条第2項)

認可を受けた施設・事業者のなかで、教育・保育給付の対象となる施設・事業者を確認するための基準となるもの。

#### 【⑤】保育の必要性の認定に関する基準(条例)

(子ども・子育て支援法 第19条、第20条/改正児童福祉法 第24条)

保護者の申請を受け、保育の必要性(事由、区分、優先利用)を認定するための客観的な基準となるもの。

#### 【⑥】放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(条例)

(改正児童福祉法 第34条8の2第1項)

放課後児童健全育成事業(学童保育所)を行う事業者が遵守すべき基準となるもの。

#### 【⑦】放課後児童健全育成事業の入所に関する基準(規則)

放課後児童健全育成事業(学童保育所)の入所承認について客観的な基準となるもの。

# 子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性」の事由について

国			
現行	新制度	変更内容	
「保育に欠ける」事由	「保育の必要性」の事由		
児童福祉法施行令第27条	対象者:保護者及び同居の親族	対象者:保護者	対象変更
	①日中就労	①就労(パートタイム・夜間など基本的にすべての労働)	対象拡大
	②妊娠・出産	②妊娠・出産	変更なし
	③保護者の疾病・障害	③保護者の疾病・障害	変更なし
	④同居の親族の介護	④同居又は長期入院している親族の介護・看護	対象拡大
	⑤災害復旧	⑤災害復旧	変更なし
通知	⑥その他前各号に類する状態	—	—
	①保護者求職中	⑥求職活動(起業準備含む)	通知→内閣府令
	②育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	⑦育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	通知→内閣府令
	③児童虐待のおそれがある等特別な支援を要する家庭	⑧虐待やDVのおそれがあること	通知→内閣府令
		⑨就学(職業訓練含む)	新規
	⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	変更なし	

内閣府令(予定)

八王子市			
現行	新制度	変更内容	
「保育に欠ける」事由	「保育の必要性」の事由		
保育の実施基準条例	対象者:保護者及び同居の親族	対象者:保護者	対象変更
	①日中居宅外就労	①就労(パートタイム・夜間など基本的にすべての労働)	統合・対象拡大
	②日中居宅内就労		
	③妊娠・出産	②妊娠・出産	変更なし
	④保護者の疾病・障害	③保護者の疾病・障害	変更なし
	⑤長期疾病又は障害を有する同居の親族の介護	④同居又は長期入院している親族の介護・看護	対象拡大
	⑥災害復旧	⑤災害復旧	変更なし
⑦市長が認める前各号に類する状態	—	—	
保育所入所事務実施要領	①求職中	⑥求職活動(起業準備含む)	要領→条例
	②育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	⑦育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	要領→条例
	(③児童虐待のおそれがある等特別な支援を要する家庭)※1	⑧虐待やDVのおそれがあること	要領→条例
	④技能取得等	⑨就学(職業訓練含む)	要領→条例
	⑤不存在	⑩不存在	要領→条例
	⑥同居外親族介護	⑪同居外親族介護・看護	要領→条例
	⑫その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	変更なし	

(仮称) 保育の必要性の認定に関する基準条例

※1 意見書に基づき選考会議で認定する。

旧							
保育所入所選考基準表							
別表-1							
区分	保護者の状況					選考基準指数	
	類型	番号	細目				
A	居宅外労働	1	外勤	月 2 0 日 以上 の 就 労	1日7時間以上の就労を常態とする	10	
					1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	9	
					1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	8	
				月 1 6 日 以上 1 9 日 以下 の 就 労	1日7時間以上の就労を常態とする	9	
					1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	8	
					1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	7	
				月 1 2 日 以上 1 5 日 以下 の 就 労	1日7時間以上の就労を常態とする	8	
					1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	7	
					1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	6	
				その他	登録社員等として商品等の訪問販売、斡旋販売、請負販売等を行う業種は内職に準じ選考基準指数を認定する	6~8	
B	自内営職	2	自営	中 心 者	月20日以上1日7時間以上の就労を常態とする	10	
					月20日以上1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	9	
					月20日以上1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	8	
				協 力 者	月12日以上1日7時間以上の就労を常態とする	8	
					月12日以上1日5時間以上7時間未満の就労を常態とする	7	
					月12日以上1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	6	
		3	内 職	月20日以上1日7時間以上の就労を常態とし、かつ月収5万円以上のもの	8		
				月20日以上1日5時間以上の就労を常態とし、かつ月収3万円以上のもの	7		
				月20日以上1日4時間以上の就労を常態とし、かつ月収3万円未満のもの	6		
C	出 産 等	4	妊 娠 ・ 出 産	切迫流産等で入院加療等が必要なもの	10		
				出 産	9		
D	病 気 心身障害者	5	病 気 ・ 負 傷	入 院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	10	
					入院が1か月未満と見込まれるもの	9	
				居 宅 療 養	常時病臥	10	
					精神性疾患若しくは感染性の疾病又は特定疾患	10	
					一般療養（週3日以上）の通院を常態とする	8	
					一般療養（週1日～2日以上）の通院を常態とし自宅安静が必要	7	
					一般療養（上記以外の一般療養で保育に欠けると認められるもの）	6	
				6	心 身 障 害 者	身障手帳1・2級該当者及び愛の手帳1・2度該当者	10
						身障手帳3級該当者及び愛の手帳3・4度該当者	8
身障手帳4級該当者	6						
E	介 護	7	同 居 親 族 の 介 護	常時介護を必要とする場合又は週5日以上の施設通所付添等（身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度、要介護4・5程度）	10		
				一部介護を必要とする場合又は週3日以上施設通所付添等（身障手帳3級、愛の手帳3・4度、要介護2・3程度）	8		
				上記以外の介護（保育に欠けると認められる場合）	6		
F	災 害	8	災 害	災害（火災・風水害・地震等）復旧に当たっているもの	10		
G	市長による特例	9	不 存 在	父母ともに死亡・行方不明・拘禁等	10		
				求 職 等	内定者で月20日以上1日7時間以上の就労を常態とし、かつ社会保険等加入予定のもの	8	
					上記以外の内定者	6	
			技 能 取 得 等	求職中のもの	5		
				学校教育法に定める学校、国・都・区市町村設置の職業訓練施設又は技能習得施設等に在学している場合は、自営協力者に準じ選考基準指数を認定する（この場合、就労を修学と読み替える。）。 上記の学校等に合格しているもの若しくは通信教育又は上記の学校等に該当しない教育機関に在学・合格しているもの	6~8 6		
			同 居 外 親 族 介 護	Eに準じ指数を認定する（2親等以内の親族の場合）	6~10		
			そ の 他	前各号に掲げるもの以外で、保育に欠けると認められる場合	5~10		

新(案)

保育所等利用調整基準指数表

別表-1

区分	保 護 者 の 状 況				基準指数	
	類 型	番 号	細 目			
A	就 労	1	外 勤	週35時間以上の就労を常態とする	10	
				週30時間以上の就労を常態とする	9	
				週25時間以上の就労を常態とする	8	
				週20時間以上の就労を常態とする	7	
				週20時間未満の就労を常態とする	6	
				登録社員等として商品等の訪問販売、斡旋販売、請負販売等を行う業種は内職に準じ選考基準指数を認定する	6~8	
		2	自 営	中 心 者	週35時間以上の就労を常態とする	10
					週30時間以上の就労を常態とする	9
					週25時間以上の就労を常態とする	8
					週20時間以上の就労を常態とする	7
					週20時間未満の就労を常態とする	6
					協 力 者	週30時間以上の就労を常態とする
		3	内 職		週35時間以上の就労を常態とする	8
					週30時間以上の就労を常態とする	7
					週30時間未満の就労を常態とする	6
B	出 産 等	4	妊 娠 ・ 出 産	切迫流産等で入院加療等が必要なもの	10	
				出 産	9	
C	疾 病 ・ 障 害	5	入 院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	10	
				入院が1か月未満と見込まれるもの	9	
			居 宅 療 養	常時病臥	10	
				感染性の疾病又は特定疾患	10	
				一般療養（週3日以上通院を常態）	8	
				一般療養（週1日～2日以上通院を常態とし自宅安静が必要）	7	
		一般療養（上記以外の一般療養で保育に欠けると認められるもの）	6			
		6	障 害 者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級及び愛の手帳1・2度該当者	10	
				身体障害者3級、精神障害者保健福祉手帳3級及び愛の手帳3・4度該当者	8	
				身体障害者4級該当者	6	
D	介 護 ・ 看 護	7	同 居 又 は 長 期 入 院 等 親 族 の 介 護 ・ 看 護	常時介護、看護を必要とする場合又は週5日以上の施設通所付添等（身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度、要介護4・5程度）	10	
				一部介護、看護を必要とする場合又は週3日以上施設通所付添等（身障手帳3級、愛の手帳3・4度、要介護2・3程度）	8	
				上記以外の介護、看護（保育が必要と認められる場合）	6	
E	災 害	8	災 害	災害（火災・風水害・地震等）復旧に当たっているもの	10	
F	求 職 活 動	9	求 職 活 動 等	内定者で週35時間以上の就労を常態とするもの	8	
				上記以外の内定者	6	
				求職活動を常態としているもの	5	
				上記以外の求職中のもの	4	
G	就 学	10	就 学	学校教育法に定める学校、国・都・区市町村設置の職業訓練施設又は技能習得施設等に在学している場合は、就労（外勤）に準じ選考基準指数を認定する（この場合、就労を就学と読み替える。）。	6~10	
				上記の学校等に合格しているもの若しくは通信教育又は上記の学校等に該当しない教育機関に在学・合格しているもの	6	
H	社 会 的 養 護	11	社 会 的 養 護	虐待やDVのおそれがあり、児童相談所長から児童福祉法第26条第1項第4号に規定する通知があった場合又は公的機関から同様の通知等があった場合。	10	
I	そ の 他	12	不 存 在	父母ともに死亡・行方不明・拘禁等	10	
			同 居 外 親 族 介 護 ・ 看 護	Eに準じ指数を認定する（2親等以内の親族の場合に限る）	6~10	
			市 長 に よ る 特 例	前各号に掲げるもの以外で、保育に欠けると認められる場合	4~10	

## 旧

## 保育所入所選考基準指数調整表

別表-2

類 型	番号	細 目	調 整 指 数
全 体	1	ひとり親家庭等については調整指数（+）を計上する	+ 2
	2	生活保護の家庭については調整指数（+）を計上する	+ 1
	3	単身赴任の場合は調整指数（+）を計上する	+ 1
	4	父親が疾病・負傷により失業中の場合は調整指数（+）を計上する	+ 1
	5	入所希望児童に障害がある場合は調整指数（+）を計上する	+ 1
	6	入所希望児童が多胎児の場合は調整指数（+）を計上する	+ 1
	7	2歳クラスまでの認可保育所・家庭福祉員・B型認証保育所の卒園児は調整指数（+）を計上する	+ 1
	8	就労3か月未満については調整指数（-）を計上する（内定者は除く）	- 1
	9	職場で保育をしている場合（有料の企業内託児所等の利用は除く。）又は、市内に養育可能な祖父母が居て、保育をしている場合は、調整指数（-）を計上する。	- 1

## 同一指数世帯の優先順位表

別表-3

優先順位	細 目
第一順位	希望順位の高い者
第二順位	兄弟姉妹が希望の保育園に在園
第三順位	両親とも不存在又はそれに準ずる世帯
第四順位	第四順位は、次の順で優先する。 (1) 病気又は障害者 (2) 災害 (3) 出産 (4) 基準指数10の同居親族の介護 (5) 居宅外労働で社会保険加入あり（健康保険の被保険者等） (6) 居宅外労働で社会保険加入無し（健康保険の被扶養者等） (7) 居宅内労働（自営中心者を優先とする） (8) (4)以外の同居親族の介護 (9) 不存在以外の市長による特例（内定、技能習得又は同居外親族介護、求職中の順とする）
第五順位	ひとり親家庭
第六順位	●第四順位の（5）及び（6）において、指数10の場合は、産前産後休業明け、育児休業明け又は保育施設に児童を預けていて受託証明書等の提出がある者 ●第四順位の（5）及び（6）において、指数9以下の場合は、産前産後休業明け、育児休業明け又は保育施設に児童を預けていて受託証明書等の提出がある者とし、更に同位の場合は、一か月の就労時間が長い者を優先する。
第七順位	第七順位は、次の順で優先する (1) 未就学児童の多い世帯 (2) 小学3年生以下の児童の多い世帯 (3) 小学3年生以下の児童の平均年齢の低い世帯
第八順位	市内に65歳未満の養育可能祖父又は祖母のいない世帯
第九順位	前年分の主たる生計維持者の所得額の低い者 前年分で比較できない場合は前前年分、前前前年分の順で比較する

## 新(案)

## 保育所等利用調整指数表

別表-2

類 型	番 号	細 目	調 整 指 数
調整項目	1	ひとり親世帯（親族以外の同居人なし。）については調整指数（+）を計上する	3
	2	生活保護受給世帯又は非課税世帯については調整指数（+）を計上する	2
	3	生計の中心者が失業中により、就労の必要性が高い場合は調整指数（+）を計上する	1
	4	入所希望児童に障害がある場合は調整指数（+）を計上する	2
	5	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所の利用を希望するときは（+）を計上する	1
	6	2歳クラスまでの認可保育所・家庭福祉員・B型認証保育所の卒園児は調整指数（+）を計上する	2
	7	職場で保育をしている場合（有料の企業内託児所等の利用は除く。）又は、市内に養育可能な祖父母が居て、保育をしている場合は、調整指数（-）を計上する	- 1

## 同一指数世帯の優先順位表

別表-3

優先順位	細 目
第一順位	社会的養護が必要な世帯
第二順位	兄弟姉妹が保育園に在園中
第三順位	両親とも不存在
第四順位	ひとり親世帯
第五順位	病気、障害、災害、出産又は基準指数100の同居親族の介護による利用申し込み
第六順位	就労又は就学による申し込み
第七順位	産前産後休業明け、育児休業明け又は有料保育施設を利用中
第八順位	市内に65歳未満の養育可能祖父又は祖母のいない世帯
第九順位	前年分の主たる生計維持者の所得額の低い者 前年分で比較できない場合は前前年分、前前前年分の順で比較する

## 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案	本市基準案
学級編制・職員	学級編制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制する。</li> <li>・保育認定を受けない子どもも、保育認定を受ける子どもも一体的に学級編制することを基本とする。</li> <li>・年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則とする。ただし、地域の実情等によって異年齢児での学級編制をすることができる。</li> <li>・1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。</li> </ul>
	職員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上の子どもの学級には、専任の保育教諭を1人置く。</li> <li>・必要職員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>乳児 3人につき1人</li> <li>満1歳～満3歳未満の幼児 6人につき1人</li> <li>満3歳～満4歳未満の幼児 20人につき1人</li> <li>満4歳以上の幼児 30人につき1人</li> </ul> </li> </ul>
	園長等の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者又はそれと同等の資質を有する者。</li> <li>・副園長・教頭についても、上記を準用する。</li> </ul>
	その他の職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副園長又は教頭は、いずれかを置くよう努める。</li> <li>・主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員は、置くように努める。</li> <li>・調理員は、必置。ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は、不要。</li> </ul>
	短時間勤務(非常勤)の職員の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育教諭等は、常勤。</li> <li>・講師は、常時勤務に服さないこと(短時間勤務)ができる。</li> </ul>
設備	建物及び附属設備の一体的設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設ける(公道を挟む程度を含む)</li> </ul>
	保育室等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満2歳以上の子どもを受け入れる場合は、保育室及び遊戯室を必置。ただし、特別な事情がある場合は、保育室と遊戯室の兼用も可</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上の子どもに係る保育室の数は、学級数を下ってはならない</li> <li>・満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置</li> <li>・職員室及び便所は、必置。ただし、特別な事情がある場合は、職員室と保健室の兼用も可</li> </ul>
	園舎の階数、保育室等の設置階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園舎の階数は、2階建以下を原則とする。ただし、特別な事情(地形の特殊性など)がある場合は、3階建以上も可</li> <li>・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は、1階に設置することを原則とする。園舎が耐火建築物で保育所に求められる待避設備等を備える場合は、2階に設置可</li> <li>・満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所に求められる待避設備等を備える場合は、3階以上に設置可</li> <li>・満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は原則不可</li> </ul>
園舎・保育室等の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く) <ul style="list-style-type: none"> <li>1学級 180 m<sup>2</sup></li> <li>2学級 320 m<sup>2</sup></li> <li>3学級以上 1学級につき100 m<sup>2</sup>増</li> </ul> </li> <li>・乳児室 1人につき1.65 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・ほふく室 1人につき3.3 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室又は遊戯室 1人につき1.98 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	

項目	国基準案	本市基準案
運動場等の設置・面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動場等の名称は、「園庭」とする</li> <li>・園庭は、必置</li> <li>・園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする</li> <li>・面積は、以下の面積を合計した面積以上</li> <li>・満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積</li> <li>・幼稚園基準による面積(学級数に応じた面積) <ul style="list-style-type: none"> <li>1学級 330 m<sup>2</sup></li> <li>2学級 360 m<sup>2</sup></li> <li>3学級 400 m<sup>2</sup></li> <li>4学級以上 1学級につき80 m<sup>2</sup>増</li> </ul> </li> <li>・保育所基準による面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>幼児1人につき3.3 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> <li>・必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、代替地の面積算入は不可。耐火建築物であること等、一定要件を満たす場合は、屋上の面積算入可</li> </ul>	
調理室の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とする。</li> <li>・食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可。</li> <li>・外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える。</li> </ul>	
その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水設備、手洗用設備、足洗場設備は、必置</li> <li>・放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室は、設置に努める</li> </ul>	
平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入籍者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない</li> <li>・職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない</li> <li>・懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない</li> <li>・職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない</li> </ul>	
教育時間・保育時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年の開園日数は、日曜日・国民の祝休日を除いた日を原則とする</li> <li>・1日の開園時間は、原則11時間とする</li> <li>・満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする</li> <li>・満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育週数は、39週を下回らないこととし、学期の区分、長期休業日を設ける</li> </ul>	
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供を求める子どもの範囲は、保育認定を受ける子どもとする</li> <li>・自園調理を原則。満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件(衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者への委託等)を満たす場合に限り、外部搬入可</li> <li>・満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、不可</li> </ul>	
園児要録・出席簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての在園する子どもについて、幼保連携型認定こども園園児要録(仮称)、出席簿を作成する</li> <li>・在園する子どもが転園した場合や進学した場合の園児要録の抄本又は写しは、当該子どもが転園・進学した先に送付する</li> </ul>	
研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得等に努める</li> <li>・施設は、職員に対して研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならない</li> </ul>	
職員会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園長の職務の円滑な執行に資する職員会議を置くことができる</li> </ul>	
運営状況評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は、義務とする</li> <li>・関係者評価と第三者評価は、いずれも実施するよう努める</li> </ul>	
苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じる</li> </ul>	

項目	国基準案	本市基準案
家庭・地域との連携、保護者との連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭・地域との連携協力</li> <li>・運営状況に関する情報の積極的提供</li> <li>・学校評議員(園長の求めに応じて意見を述べる者で、幼稚園職員以外の者で教育に理解・識見のある者に委嘱)を置くことができる</li> </ul>	
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも1年に2回行う</li> </ul>	
感染症に係る臨時休業・出席停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者は、感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業することができる。感染していない保育認定を受ける子どもの保育を継続する方策、具体的な配慮事項等は別途検討する</li> <li>・園長は、感染症にかかっているとき等は、出席停止させることができる</li> </ul>	
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援事業を実施する</li> </ul>	
既存施設からの移行の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>※既存の幼稚園又は保育所からの移行の場合</li> <li>・以下の要件を全て満たす場合においては、建物及びその附属設備が同一の敷地内にない場合であっても設置可</li> <li>・教育・保育の適切な提供が可能である</li> <li>・子どもの移動時の安全が確保されている</li> <li>・それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備を有していること</li> </ul>	
園舎、保育室等の面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>※既存の保育所からの移行の場合</li> <li>・満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(子ども1人につき1.98 m<sup>2</sup>以上)を満たしている場合は、園舎面積を満たさなくてもよい</li> <li>※既存の幼稚園からの移行の場合</li> <li>・園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が、幼稚園基準(1学級:180 m<sup>2</sup>等)以上である場合は、保育室又は遊戯室の面積を満たさなくてもよい</li> </ul>	
園舎、保育室等の設置階	<ul style="list-style-type: none"> <li>※既存の保育所からの移行の場合</li> <li>・保育室等(乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室・便所)の2階設置については、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば可</li> <li>※既存の幼稚園からの移行の場合</li> <li>・保育室等の2階設置について、幼稚園基準(耐火建築物かつ待避上必要な施設)を満たしていれば可</li> </ul>	
運動場等の設置、面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>※既存の保育所からの移行の場合</li> <li>・満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が、保育所基準(子ども1人につき3.3 m<sup>2</sup>)以上である場合には、幼稚園基準(1学級:330 m<sup>2</sup>等)を満たさなくてもよい</li> <li>※既存の幼稚園からの移行の場合</li> <li>・園庭の面積が、幼稚園基準の面積基準(1学級:330 m<sup>2</sup>等)と、満2歳児の幼児について保育所面積基準(子ども1人につき3.3 m<sup>2</sup>)とを合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくてもよい</li> <li>※既存の幼稚園又は保育所からの移行の場合</li> <li>・満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積(子ども1人につき3.3 m<sup>2</sup>)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、代替地の面積算入可</li> <li>・子どもの安全な移動手段が確保されていること</li> <li>・子どもが安全に利用できる場所</li> <li>・利用時間を日常的に確保できる場所</li> <li>・教育及び保育の適切な提供が可能な場所</li> <li>・満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭等で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積(子ども1人につき3.3 m<sup>2</sup>)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、屋上の面積算入可</li> <li>・耐火建築物であること</li> <li>・幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること</li> <li>・屋上に、便所、水飲み場等を設けること</li> <li>・防災上の観点に留意すること</li> </ul>	

## 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案		本市基準案
保育従事者	家庭的保育者 *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 *市長村長が行う研修を修了した者		
職員数	0～2歳児3:1 (家庭的保育補助者を置く場合5:2)		
設備・面積	保育室等	保育を行う専用居室 1人3.3 m <sup>2</sup> (部屋自体は9.9 m <sup>2</sup> 以上が必要)	
	屋外遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可 1人3.3 m <sup>2</sup> (2歳児)	
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む	
	設備	調理設備	
	職員	調理員 (保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可) ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	
耐火基準	基本的には上乗せ規制なし(※更に検討)		
連携施設	連携施設の設定が必要 ※更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)。		
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能		

## 小規模保育事業(A型)の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案		本市基準案
保育従事者	保育士 ※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる		
職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の配置に加え1人配置すること</li> <li>0歳児 3:1</li> <li>1・2歳児 6:1</li> <li>・常時2人を下回ってはならない</li> </ul>		
設備・面積	保育室等	0歳・1歳児乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 2歳児以上 保育室1人1.98㎡	
	その他	便所	
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む	
	設備	調理室又は調理設備 (調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備)	
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	
耐火基準	保育室等を2階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 ・国認可外基準上の避難階段 消火器及び非常警報器具 ※建築基準法及び消防法との関係はさらに検討		
連携施設	ア～カについて必要な支援を受けること。キを設定すること。ただし子ども・子育て支援法施行の日から5年間(平成31年度まで)は経過措置として設定しないことができる。 ア・イ・キについては協定書等を締結すること。 ア) 食事の提供 オ) 後方支援 イ) 嘱託医による健康診断等カ) 行事への参加 ウ) 屋外遊戯場の利用 キ) 卒園後の受皿 エ) 合同保育		
嘱託医	嘱託医を置く ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能		
その他	入所時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断及び臨時健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと		

## 小規模保育事業(B型)の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案		本市基準案
保育従事者	1/2以上保育士 ※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる ※保育士以外には必要な研修を実施		
職員数	・以下の配置に加え1人配置すること 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 ・常時2人を下回ってはならない		
設備・面積	保育室等	0歳・1歳児乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 2歳児以上 保育室1人1.98㎡	
	その他	便所	
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む	
	設備	調理室又は調理設備 (調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備)	
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	
耐火基準	保育室等を2階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 ・国認可外基準上の避難階段 消火器及び非常警報器具 ※建築基準法及び消防法との関係はさらに検討		
連携施設	ア～カについて必要な支援を受けること。キを設定すること。ただし子ども・子育て支援法施行の日から5年間(平成31年度まで)は経過措置として設定しないことができる。 ア・イ・キについては協定書等を締結すること。 ア) 食事の提供 オ) 後方支援 イ) 嘱託医による健康診断等カ) 行事への参加 ウ) 屋外遊戯場の利用 キ) 卒園後の受皿 エ) 合同保育		
嘱託医	嘱託医を置く ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能		
その他	入所時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断及び臨時健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと		

## 小規模保育事業(C型)の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案		本市基準案
保育従事者	家庭的保育者 *市町村長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 *市長村長が行う研修を修了した者		
職員数	0～2 歳児3:1 (家庭的保育補助者を置く場合5:2)		
設備・面積	保育室等	0 歳・1 歳児乳児室又はほふく室1人3.3 m <sup>2</sup> 2 歳児 保育室1人3.3 m <sup>2</sup>	
	その他	便所	
	屋外遊戯場	満2 歳児以上の児童1 人につき3.3 m <sup>2</sup> 以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む	
	設備	調理室又は調理設備 (調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備)	
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	
耐火基準	保育室等を2 階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 ・国認可外基準上の避難階段 消火器及び非常警報器具 ※建築基準法及び消防法との関係はさらに検討		
連携施設	ア～カについて必要な支援を受けること。キを設定すること。ただし子ども・子育て支援法施行の日から5年間(平成31 年度まで)は経過措置として設定しないことができる。 ア・イ・キについては協定書等を締結すること。 ア) 食事の提供 オ) 後方支援 イ) 嘱託医による健康診断等カ) 行事への参加 ウ) 屋外遊戯場の利用 キ) 卒園後の受皿 エ) 合同保育		
嘱託医	嘱託医を置く ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能		
その他	入所時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断及び臨時健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと		

## 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案	本市基準案				
保育従事者	<p>【定員20名以上】保育士            【定員19名以下】保育士※1／2以上            ※0～2歳児を4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる            ※保育士以外には必要な研修を実施(研修内容・実施体制は今後検討)</p>					
職員数	<p>【定員20名以上】            0歳児 3:1            1・2歳児 6:1            3歳児 20:1            4・5歳児30:1            【定員19名以下】            ・以下の配置に加え1名配置すること            0歳児 3:1            1・2歳児 6:1            ・常時2人を下回ってはならない</p>					
設備・面積	保育室等 <table border="1"> <tr> <td>【定員20名以上】 0・1歳児乳児室1人1.65㎡又はほふく室1人3.3㎡ 2歳以上児保育室1人1.98㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【定員19名以下】 乳児室／ほふく室1人3.3㎡ 保育室1人1.98㎡</td> <td></td> </tr> </table>	【定員20名以上】 0・1歳児乳児室1人1.65㎡又はほふく室1人3.3㎡ 2歳以上児保育室1人1.98㎡		【定員19名以下】 乳児室／ほふく室1人3.3㎡ 保育室1人1.98㎡		
	【定員20名以上】 0・1歳児乳児室1人1.65㎡又はほふく室1人3.3㎡ 2歳以上児保育室1人1.98㎡					
	【定員19名以下】 乳児室／ほふく室1人3.3㎡ 保育室1人1.98㎡					
その他	便所					
	屋外遊戯場	満2歳以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可				
給食	給食	自園調理※1 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む ※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。				
	設備	【定員20名以上】 調理室 【定員19名以下】 調理設備				
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる				
耐火基準	(小規模保育事業を踏まえ、検討)					
連携施設	<p>【定員19名以下】            保育内容の支援に係る連携施設の設定が必要            (従業員の子ども)必ずしも求めない            (地域枠の子ども)卒園後の受け皿に係る連携施設の設定が必要            ※更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)。</p>					
嘱託医	嘱託医を置く ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能					
地域枠の子どもの受け入れ	以下の表1の「地域枠の定員」以上とすること					

表1

定員区分		地域枠の定員	目安
1～10名	1～5名	1名	家庭的保育事業×1か所程度
	6・7名	2名	
	8から10名	3名	
11～20名	11～15名	4名	家庭的保育事業(補助者付き)×1か所程度
	16～20名	5名	
21～30名	21～25名	6名	小規模保育事業(下限)1か所+1名程度
	26～30名	7名	
31～40名		10名	認可保育所の半分程度(特例保育所と同程度)
41～50名		12名	小規模保育事業(下限)×2か所
51～60名		15名	家庭的保育事業(補助者付き)×3か所程度
61～70名		20名	認可保育所(下限)×1か所程度
71名～		20名	(以下20名で固定)

### 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案	本市基準案
保育従事者	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ※研修内容・実施体制は今後検討	
職員数	0～2歳児1:1	
連携施設	連携施設の設定は一律には求めない ※障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。	

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

項目	国基準案	本市基準案
利用開始に伴う基準	<p>提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約</p> <p>・施設・事業者は、適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得る。</p> <p>・その際、事前説明を要する事項としては、運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。</p>	
応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)	<p>・「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要)、③その他特別な事情がある場合などを基本とする。</p> <p>・利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあつせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならない。</p> <p>・施設・事業者は、市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力する。</p>	
定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>・教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で選考を行う。</p> <p>・特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できる。</p> <p>・保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。</p>	
支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<p>・施設・事業者は、受給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行う。</p> <p>・施設・事業者は、支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をする。</p>	
教育・保育の提供に伴う基準	<p>幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</p> <p>・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に基づき(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領の内容も踏まえる)、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。</p> <p>・地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならない。</p>	
子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)連携施設との連携(地域型保育事業のみ)	<p>施設・事業者は、以下のような事項を取る。</p> <p>①利用児童の平等取扱い、②虐待等の禁止、③懲戒に係る権限の濫用防止。</p> <p>・地域型保育事業を行う事業者は、①保育内容に関する支援、②卒園後の受け皿、の観点から、連携施設を設定するとともに、連携内容等を明確にするよう努める。</p> <p>・①保育内容に関する支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合、②卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等(契約書、覚書等)を締結し、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示する。</p> <p>・教育・保育施設は、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努める。</p>	
上乗せ徴収等の取扱い	<p>・施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。</p> <p>・実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示する。</p>	

	特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)	施設・事業者が、特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	
	利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)	給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知する。	
管理・運営等に関する基準	運営規程の策定	施設・事業者は、運営規程において、以下の事項について定める。 ①施設・事業の目的及び運営の方針、②提供する教育・保育の内容、③職員の職種、員数及び職務の内容、④教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日)、⑤利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)、⑥利用定員、⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む)、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待防止のための措置に関する事項、⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項	
	個人情報管理(秘密保持)	・施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 ・現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者は必要な措置を講じる。 ・一方、地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、施設・事業者は、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておく。	
	非常災害対策、衛生管理等	・施設・事業者は、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練を実施する。 ・施設・事業者は、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講じる。	
	事故発生の防止、発生時の対応	<事故の発生(再発)防止> ・施設・事業者は、事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じる。①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること、②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること、③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 <事故発生時の対応> ・施設・事業者は、事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じる。①事故が発生した場合、保護者(家族)、市町村に対する速やかな報告を行うこと。②その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。 ・その上で、行政は、①特に重大な事故に係る情報の集約、公表、②今後、類似の事例が発生することを防止する観点から、当該事故情報の分析、フィードバック(周知)、③事故再発防止のための支援や指導監督などに取組む。	
	評価	・自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者が行う。・その上で、施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価について、受審に努める。	

	苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。</li> <li>施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う。</li> </ul>	
	会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を行う。</li> <li>その上で、財務諸表の公表を行う。</li> </ul>	
	管理・運営等に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図る。</li> <li>施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。</li> </ul>	
撤退時の基準	確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力する。</li> <li>上記に伴い、協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮する。</li> </ul>	